

応援  
します!

# 在宅ワーク

## 在宅ワーク とは

パソコンやインターネットなどの IT（情報技術）を活用し、請負契約に基づいて在宅で行う仕事のことで、「データ入力」「テープ起こし」「ホームページ作成」「翻訳」「設計・製図」などがあります。

厚生労働省では、在宅ワーカーが安心して契約し仕事を行うことができるなど、在宅ワークの環境をよりよくするために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の作成や在宅就業者総合支援事業など、さまざまな施策を行っています。

## 在宅ワークを 発注する方

在宅ワークの契約をするときは、**ガイドライン**を守りましょう。

平成 22 年 3 月改正

契約後のトラブルを未然に防止し、在宅ワーカーが安心して仕事ができるようにするため、在宅ワークの契約の際には**ガイドライン**（「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」）を守るよう努めましょう。

### 〈ガイドラインの概要〉

- ① 契約条件の文書明示（電子メール含む）およびその保存
- ② 契約条件の適正化：報酬の支払い、納期、継続的な注文を打ち切る場合における事前予告、契約条件の変更についての協議など
- ③ その他：注文者の協力、個人情報の保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、担当者の明確化、苦情の自主的解決など



## 在宅ワークを お探しの方

「うまい話」にご注意ください！  
それは、**インチキ内職**かもしれません！

簡単な作業で  
誰でもすぐに  
高収入！

簡単な講習を  
受講した後は、  
お仕事をたくさん  
紹介します！



在宅ワークを紹介するといつて、事前に高額な登録料、講習料、教材費の支払いなどを要求する業者には十分注意しましょう。

また、誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるなどの「うまい話」は、普通あり得ません。

契約条件は十分に確認し、内容は契約書などの書面できちんともらいましょう。

「インチキ内職」の被害に遭わないためには、在宅ワークを希望する方ご自身の注意が何よりも肝心です。

厚生労働省では、適正な在宅就業を推進するため、以下の冊子を作成しています。

在宅ワークについての情報を幅広く掲載していますので、ぜひご覧ください。

- 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン（発注者向け）
- 在宅ワーカーのためのハンドブック（在宅ワーカー向け）

詳しくは、厚生労働省ホームページから → [在宅ワークガイドライン](#)

検索



厚生労働省

# 在宅就業者総合支援事業のご案内

(平成24年度は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社へ事業委託)

在宅ワークに携わる方々を対象に、次のような支援を行っています。

## 1 在宅ワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

「ホームワーカーズウェブ」では、在宅ワーク初心者から仕事を続けてキャリアアップしたい方、在宅ワークを発注したい方まで、役立つ情報を提供しています。

The screenshot shows the homepage of HOME WORKERS WEB. Callouts highlight several key features:

- 「在宅ワークの業務トレンド」や「必要なスキル」、「仕事獲得に取り組むまでの基本的な流れ」等、在宅ワークを始めたい方向けの有益な情報を掲載しています。** (Pointing to the '在宅ワークへの第一歩' menu item)
- 「セミナーの動画」を掲載しています。** (Pointing to the '動画 コーナー' section)
- 「在宅ワークの仕事例」や「キャリアデザインの考え方」等、在宅ワークを始めるために役立つ情報を掲載しています。** (Pointing to the '在宅ワークについて' section)
- Twitter・Facebookで更新情報を発信しています。** (Pointing to the social media links)
- 在宅ワークに関する疑問等を解決するために、「よくある質問(FAQ)」と「相談窓口」情報等を掲載しています。** (Pointing to the '相談室' section)

アクセス <http://www.homeworkers.jp>

## 2 相談窓口の設置

電話でも、ネットでも受け付け

在宅ワークを始めるにあたっての基本情報や注意点、在宅ワークを始めて間もない方の悩みなど、各種相談を、電話とインターネット（ホームワーカーズウェブ）で受け付けています。

(仕事のあっせんは行っていません)

電話 **0570-020-050** (10:00 ~ 17:00) ※土日祝、年末年始を除く

インターネット <http://www.homeworkers.jp/contact/contact.html>

このリーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 (03-5253-1111(7856)) まで。